

中小事業者様向け

太陽光発電

補助金のご案内

自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金

✓ 太陽光発電の設置はメリットたくさん！

- ◆ 電気代を削減でき、余剰電力は売電※できます！
※ 全量売電や売電目的の設置は対象となりません。
- ◆ CO2排出を削減し、企業価値も向上！
- ◆ 災害発生時等に停電した場合でも安心！

二次募集期間：
令和7年8月12日(火)～
令和8年1月30日(金)

※予算額に達した時点で
受付を終了します。

✓ 対象となる建築物の規模は？

本補助事業は、府条例※¹に基づく太陽光発電導入が義務付けられていない建築物への設置を支援する補助金です。

建築物の延べ床面積	対象となる建築物
300㎡未満	補助対象
300㎡以上	以下の場合、補助対象 ・義務履行後の建築物 ・義務化以前の建築物

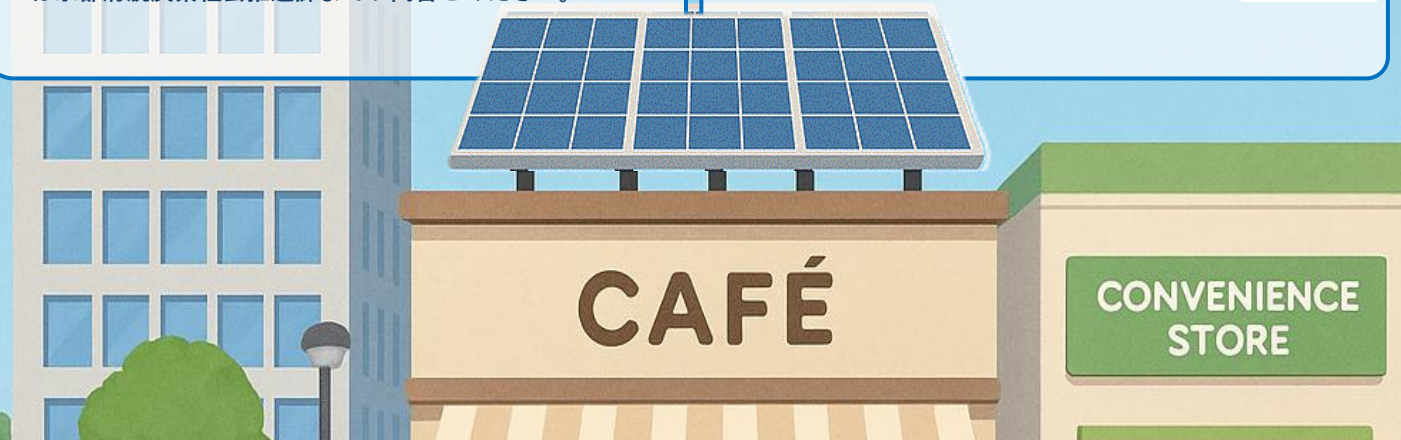
※1 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例
※2 義務化の時期は、建築物の規模により異なります。詳細は京都府脱炭素社会推進課までお問合せください。

✓ どれくらいの補助が受けられる？

例えば、延べ床面積280㎡の店舗に20kW太陽光発電設備、10kWhの蓄電池を設置した場合の補助は以下のとおりです。

・太陽光発電設備 (5万円×20kW)	100万円
・蓄電池(120万円(税抜)と想定) (120万円×1/3)	40万円
合計補助額	140万円

※対象設備や補助率等については、チラシ裏面及び補助金ウェブサイトに掲載した募集要領をご確認ください。



(一社) 京都知恵産業創造の森
スマート社会推進部

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78
京都経済センター3階
TEL:075-353-2303

自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金

※補助対象設備や補助率等については、チラシ裏面及び特設ウェブサイトに掲載した募集要領等をご確認ください。 <https://chiemori.jp/smart/support/y2025/r7_saiene.html>



【概要】

本補助金は、府条例に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受けた京都府内の中小企業者等が、認定された設備の導入に要する経費の一部を補助するものです。

【補助対象事業者】

京都府府税条例第42条第1号イに規定する法人等及び同条第3項に規定するその事業を行う個人 ※（中小企業者（資本金又は出資金の額が1億円以下）、中小企業等協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、個人事業者等））

※ 事業所と住居が同一の建物に再エネ設備を設置する際、事業所と住居で使用する電力が明確に区分できない場合には認定の対象となりません。

【補助対象設備】

以下の①及び②の新設又は増設

①再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）※1,2

②効率的利用設備（蓄電池、EMS）※3

※1 災害その他の非常の場合に、導入する再エネ設備により発電された電気を一般の利用に供することができる構造であること。

※2 自己消費を目的とするため、固定価格買取制度等による全量売電及び売電を目的とする設備設置は対象となりません。

※3 蓄電池、EMSの、いずれか又はその両方を設置すること。

【補助率・補助金】

1 補助率

・太陽光発電設備：5万円/kW（※1）

・蓄電池：導入費用の3分の1以内（※2）

・EMS：導入費用の3分の1以内（※3）

※1 太陽光発電以外の再エネ設備を導入する場合は、補助対象経費の3分の1以内

※2 家庭用の場合は蓄電容量に14.1万円/kWh、業務用の場合は蓄電容量に16.0万円/kWhを乗じて得た額の3分の1以内。

※3 太陽光発電設備、蓄電池及びEMSの3つを導入する場合はEMSのみ導入費用の2分の1以内。

2 補助金額

400万円以下（補助金額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨て。）

【申請の流れとお問合せ先】

Step① 計画認定

《二次募集に係る手続き期間》

～令和8年1月21日

府条例に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受ける。

【窓口】

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

TEL：075-414-4298

住所：京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町（京都府庁2号館2階）

E-mail：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

Step② 補助金申請

《二次募集期間》

令和7年8月12日～令和8年1月30日

本補助事業に必要な申請書類をご提出いただく。

【窓口】

京都知恵産業創造の森スマート社会推進部

TEL：075-353-2303

住所：京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

E-mail：smart@chiemori.jp